平成２２年（フ）第１２６０号
仙台市宮城野区田子３丁目14番10号　第二黒崎コーポ201
債務者　伊藤　宏子（旧姓芦澤）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６４号
仙台市宮城野区安養寺２丁目33番31号　プログレス安養寺105
債務者　熊川　　護
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７９号
宮城県黒川郡大和町鶴巣鳥屋字猿田51番地
債務者　文屋　祐紀
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８０号
宮城県黒川郡大和町鶴巣鳥屋字猿田51番地
債務者　文屋　雪江
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５７号
宮城県塩竈市清水沢１丁目31番６―105号　県営清水沢住宅６号
債務者　阿部奈な美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４５号
宮城県気仙沼市東八幡前151番地５
債務者　畠山ちえみ
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第１４１号
福島県喜多方市慶徳町豊岡字川原田1599番地１、前住所福島県耶麻郡山都町大字一ノ木字藤巻乙4776番地
債務者　小椋　和政
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
茨城県水戸市見川２丁目９番地の12　クレスタ峯・102号
債務者　若菜　千昭
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４６０号
茨城県常陸大宮市泉282番地の２　小林住宅７号棟
債務者　本多　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４７３号
茨城県那珂市後台1475―３、住民票上の住所　茨城県那珂市東木倉815番地１
債務者　小山　健司
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４８４号
茨城県水戸市笠原町1186番地ジュネシオン１棟202号
債務者　山田　　芳
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４９９号
水戸市柳河町735番地の２
債務者　阿部　孝誠
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５１１号
茨城県水戸市東赤塚３番地の５
債務者　須田　智子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５２１号
茨城県水戸市堀町1939番地の３　トミタハイツ203号
債務者　阿部　和子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５３０号
茨城県常陸大宮市下村田2309番地の５
債務者　小林　一成
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５３９号
茨城県常陸大宮市那賀1582番地の３
債務者　舛井　智巳
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３６７号
愛知県一宮市八幡２丁目４番14号
債務者　赤塚　英敏
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部